はい！こちら消費生活センターです

悪質な訪問購入（訪問買い取り）にご注意！

Q リサイクル業者から不用品を買い取るという電話勧誘を受け、自宅の不用品を処分したいと思い、来訪を了承しました。業者が貴金属類などを強引に買い取るトラブルもあると聞きます。業者が訪問してきた際、どのような点に注意すればよいですか？

A「訪問購入」については、消費者を保護するためのルールや制度が法律で定められています。購入業者は買い取り時に連絡先や買い取った物品と価格、クーリング・オフ制度などについて記載された書面を消費者に渡すことが義務付けられています。訪問購入にはクーリング・オフ制度があります。書面を受けた日を１日目として８日間は購入業者に書面等で申し入れすることによって、無条件で契約を解除することができます。また、消費者には「引渡し拒絶権」が認められており、この８日間は物品の引き渡しを拒むことができます。売却の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。特に、突然の訪問での買い取り勧誘は法律で禁止されていますので、事前の連絡もなく突然訪問してきた買い取り業者は家に入れないようにしましょう。

ただし、一部物品（※）は、クーリング・オフをはじめ、訪問購入の規定が適用されませんので、注意しましょう。※ 自動車(2 輪除く)、家具、大型家電、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券

困ったときは消費生活センターなどへご相談ください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューＧＯＧＯ！）

相談は**無料**です。　秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎１８８（いやや！）番もご利用ください。

住　　所　　相 談 日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間　　午前９時～正午、午後１時～４時
住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階
京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東口から徒歩約５分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002（電話のみ）

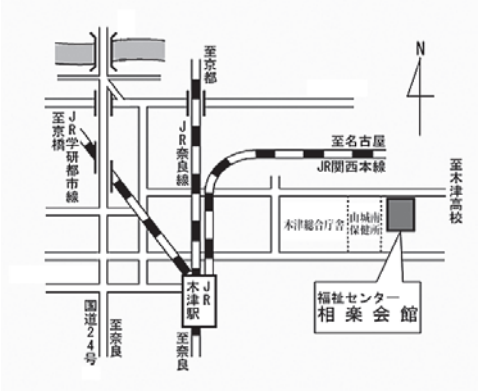
至京都
N
至京橋
JR学研都市線
JR奈良線
至名古屋
JR関西本線
至木津高校
木津総合庁舎
山城南保健所
JR木津駅
福祉センター
相楽会館
国道24号
至奈良
至奈良

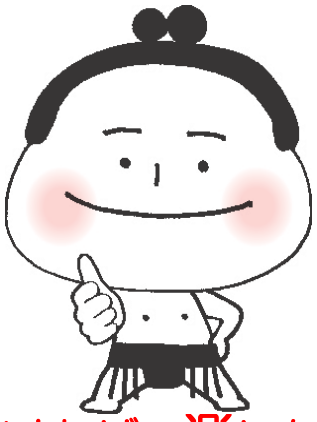

相談すれば　楽になる